

金属鉱業禁止法

2017年3月29日、エルサルバドル国会は「金属鉱業禁止法」を可決し、世界で唯一、金属鉱業を法律で禁止している国となりました。

この法律は、金属鉱業により発生する化学有害物質が環境汚染を引き起こし、人体にも悪影響を及ぼすとの理由から大学、市民団体、カトリック教会等により提案され、法律制定に至りました。

法律の概要は以下のとおりです（2017年4月発効済）。

第1条：地上及び地下における金属鉱業を禁止する。

第2条：金属鉱業は、露天・地下における調査、探索、採掘、抽出、加工、処理にかかる活動を指し、また、金属鉱業のいかなるプロセスにおけるシアン化物、水銀等の化学物質の使用も禁止する。

第3条：いかなる機関であっても上記活動の許可を与えることはできず、また、上記活動にかかるライセンス、契約、コンセッションの付与も行うことはできない。

第4条：本法案発効後、ライセンス、コンセッションの取得にかかる現行の手続は効力を失う。本条項に違反したものは、刑法が定めた罰則を受ける。

●当国における金属鉱業の紛争事例

多国籍企業パシフィック・リム社は、2002年にエルサルバドル政府より金・銀鉱山の調査認可を得た。しかし、2008-9年、エルサルバドル政府は事前調査の必要条件を満たしていなかったこと、調査により水質汚染が発生したことを理由にパシフィック・リム社の認可権を取下げ、今後の鉱山開発も禁止した。

2009年、パシフィック・リム社は、エルサルバドル政府に対する約3億ドルの損害賠償を求める訴訟を世界銀行の国際投資紛争解決センター（ICSID）に行った。

2016年、ICSIDはパシフィック・リム社に対して、エルサルバドル政府に対する約8億ドル（裁判費用等）の支払命令を最終的に下した。